

○大田区被災市街地復興整備条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区被災市街地復興整備条例（平成30年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(復興対象地区の指定の基準)

第3条 条例第6条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる地区内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号の規定により定められた都市再開発方針における再開発促進地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備である地区
- (3) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する東京都住宅マスタープランをいう。）における重点供給地域に位置付けられた地区
- (4) 大田区基本構想及び大田区基本計画に則した計画がある地区
- (5) 大田区都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。）に則した計画がある地区
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

(建築行為の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請をしようとする日の30日前までに、建築行為届出書（別記様式）により行わなければならない。

(地域復興組織への支援)

第5条 区長は、地域復興組織に対し、まちづくりに関し専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区又は都市基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「都市基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 「都市基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（1の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼失家屋及び半焼失家屋の棟数を合算した棟数の割合をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上の街区が連なる地区をいう。

- 4 「中被害地区」とは、大被害地区に該当しない地区であって、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連なる地区をいう。
- 5 「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連なる地区をいう。

別記様式  
(第4条関係)

(表)  
建築行為届出書 (建築物・工作物)

年 月 日

(宛先) 大田区長

届出者 (建築主)  
住所  
氏名  
電話 ( ) -

大田区被災市街地復興整備条例第11条及び同条例施行規則第4条の規定により、  
次のとおり届け出ます。

代理人の 住所、 氏名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号 住 所 氏 名 電 話 ( ) -	
建築物等 の位置	(1) 地名地番 大田区	
	(2) 住居表示 大田区	
	(3) 用途地域 地域 (指定建蔽率 %・指定容積率 %) 防火・準防火地域	
建築物等 の概要	(4) 工事種別 新築・増築・改築・移転・その他 ( )	
	(5) 主要用途	
	(6) 敷地面積 m <sup>2</sup>	
	(7) 建築面積 m <sup>2</sup>	建蔽率 %
	(8) 延べ面積 m <sup>2</sup>	容積率 %
	(9) 構造 SRC ・ RC ・ S ・ W ・ その他 ( )	
	(10) 階数・高さ 地上 階・地下 階 最高の高さ m	
	(11) 工事予定期間 年 月 日～ 年 月 日	
※受付	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 裏面に、建築予定地の付近見取図、建築物及び工作物の配置図を記入してください。
- 本書は、正副2部提出してください。

(裏)

付近見取図

配置図